

会費納入規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条に基づく会費の納入に関する必要事項について定める。(会費の額)

第2条 正会員の会費は、年額10,000円とする。

2 賛助会員の会費は、法人会員年額1014,000円、個人会員は正会員の会費に準ずるものとする。

(納入の期限)

第3条 会費の納入期限は、当該年度の9月30日とする。

2 新入会員、再入会員及び転入会員は、原則として前条の会費を入会時に納入しなければならない。

(会費の免除)

第4条 会員で次の各号に該当する者は、会費を免除される。

(1) 名誉会員

(2) 日本診療放射線技師会の会費免除規程により、会費を免除された者(ただし、終身免除は除く)

(3) 病気、その他特別の事情があり、本人の申告によって理事会が承認した者

(4) 転入会員で、前籍の都道府県技師会に当該年度の会費を既納している者

(会費の用途)

第5条 会費の40%を当該事業年度の公益目的事業に、60%を収益事業等及び管理運営費用に充当する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、第2条第1項は総会でその他については理事会の議決による。

付 則

(施行)

1 この規程は、平成3年10月17日より改正施行する。

2 この規程は、平成4年3月28日より改正施行する。

3 この規程は、平成5年1月28日より改正施行する。

4 この規程は、平成19年5月17日より改正施行する。

5 この規程は、平成23年2月16日より改正施行する。

6 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

7 この規程は、平成28年10月19日より改正施行する。